

第2回宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会 会議録

■日時：令和4年10月12日（水） 13：30～15：20

■場所：宇和島市役所 3階 第一委員会室

■出席者氏名

井上教、佐々木護、清家平、清家裕二、前田眞、宮本直明、向田麻里、若宮里美、谷本友子、林昭子

■欠席者氏名

折原理恵、杉浦亘、山本裕子、吉岡清美

■事務局職員氏名

市民環境部 古谷部長

市民環境部市民課 平田課長、中川課長補佐、東市民協働推進係長、武田主任

■会議次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 説明・協議事項

「宇和島市民協働のまちづくり推進に関するアンケート結果」概要・・・〈資料1〉

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針改訂案」概要・・・・・・・・・・・・・・〈資料2〉

(1) 指針策定（改訂）の目的と方向性

(2) 指針の改訂案

第1章 指針策定の目的

第2章 宇和島市の現状と課題

第3章 協働の基本的な考え方

第4章 協働の必要性と背景

第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法

第6章 協働を推進する施策

「策定（改訂）のスケジュール」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〈資料3〉

4. そのほか

資料1 「宇和島市民協働のまちづくり推進に関するアンケート結果」概要

資料2 「宇和島市民協働のまちづくり推進指針改訂案」概要

資料3 「策定（改訂）のスケジュール」

■会議内容

1. 開会

・事務局から、委員出席者数報告。

2. 委員長挨拶

・前田委員長から挨拶。

3. 説明・協議事項

「宇和島市民協働のまちづくり推進に関するアンケート結果」概要・・・〈資料1〉

(事務局)

アンケート結果概要・要旨について説明。改めてアンケート調査の成果物をまとめる。完成までに各委員に再度確認いただきたい。

(委員長)

アンケート調査から読み取れる要旨について説明があったが、委員の皆様の感想や個々のデータについて詳しく知りたいことがあれば意見をいただきたい。

今回、NPO 団体・自治会・企業団体・市民の四つのグループでアンケートを取っている。NPO 団体では、構成員の高齢化や小規模単独で活動している団体が多いという結果。自治会では構成する世代の高齢化が課題として回答があり、協働することの必要性は意識として高いものがあるという印象を受けた。自治会では、高齢化且つ担い手がないという現状が見えるも何もしていないというよりもできないという状況になっている部分がある。しかしながら、一部の自治会では課題解決に向けた取組みをしておりこれから自治会が目指すべきモデル的な姿を見せている部分もある。企業団体では、社会貢献活動が重要と認識していてもなかなか協働の事例が出にくい面がある。これは企業がやろうとしていることと市民、NPO 団体がやろうとしていることのマッチングができる機会が増えていくとより充実していくような印象を受けた。この点は市民の皆様も同様で何かきっかけがあれば参加が促進されるという回答。そして、協働に向けて人材の育成が必要であることがアンケート結果の主な内容として読み取れた。回答にあった自治会の取組みについて事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

アンケート回答からいくつか自治会の課題解決に向けた事例を紹介したい。一つは自治会内の愛護活動やお祭りなどのイベントに、子どもがいる世帯には声を掛け合って積極的に参加を促しているという事例。二つ目に地域の総会や集まりの場があった時、その後皆で食事を開いたりなど地域の中で集まりやすいことをしているという声もいただいた。また、防災と繋がる取組みとして、自治会内で防災マップをつくる活動に自治会員に声掛けをして参加していただくという声もいただいた。

(委員)

協働のまちづくりの基本として、過去には漁業の関係の団体も部会が活発に活動していたが高齢化の問題もあり、中々具体的な活動・作業ができない状況。しかし、海を守らないといけないという前提がある中で補助なども使って器具なども準備していこうという動きも出てきている。

(委員長)

高齢化、組織の担い手不足といった問題を色々な人が関わって解決していくことが協働のまちづくりになる。宇和島 NPO センターでも海岸清掃に関する関わりがあるがいかかがか。

(委員)

今年度から、海岸清掃に関する情報共有会議を開催している。参加者は海岸清掃活動をしているNPO 団体や漁協。また、専門的分野の市生活環境課や企業の方にも参加いただいている。漁協に参加いただいたことでこれまで自分たちが知らなかった取組む上での決まりごとを教えていただくこともできている。海岸清掃に携わる方々の活動について広く広報している。

広く知っていただくことでボランティアとして参加していただくなど、海岸清掃活動に参加してもらえる人が増えていくと思う。そういった形で一緒に活動する機会が広がることで漁協で購入される器具なども活用する機会が増えていくのではないかと思いますので、ぜひ一緒に何かできれば良い。

(委員長)

それぞれの力が集まって活動するイメージ。一つの団体が全てを行うのではなく皆の力を集めてやっていけるような形ができると良い。また、例えば青年会議所や商工会議所などが少しずつ協力をしていただいたりして色々な人の力が集まりやすくなると良い。そういった形をつくっていくための下地づくり、環境づくりになるものが今回策定を進めている指針という形でまとめられていく。

そして、指針の中で少し分かりやすい事例を示す形ができると、皆さんが一歩足を踏み出しやすくなることにも繋がる。

そういった意味では、今回アンケート結果で協働の必要性が重要と見えているところが見えていの中で、様々な協働の手法を少し分かりやすく説明ができると良い。

(委員)

地域づくり協議会と自治会の関係について各地区で色々な形があると思うがこの場で教えていただきたい。課題の解決という趣旨からするとそのために地域づくり協議会ができ地域づくり交付金が交付されていると解釈している。自治会を守るということに関しては自治会で行うが、新しい地域課題を解決していくために、地域づくり協議会ができて市が交付金を出していると理解しているがいかがか。

(委員)

地域づくりと自治会の関係だが、地域では元々納税組合があり地域の歳入になっていた。しかし、納税組合の廃止に伴い地域の活動資金として交付金があった。地域づくりの単位は校区単位のため、連携はしているが直接的な関係は無いのではないか。

(委員)

地区によって違うかと認識。蔭淵地区で言うと地域の連携が強く校区と自治会の範囲も一致している。その上でどちら（自治会と地域づくり協議会）が地域の課題解決の取組をしやすいかとなると、地域づくり協議会の規約にも理念として地域課題の解決を入れていることから地域づくり協議会の中で課題解決のための取組みを進めていくと解釈している。

地域づくり協議会が地域課題の解決を目的に設立され交付金が交付されているのであればそこに協働のまちづくりを推進する上で核となる人がいないと進まないと考えている。

(委員)

市の狙いとしては地域が自分達に必要なものを自分達で探していただき、その中で自分達がした

い事に対して、一定の枠で市が認めたものに対して交付金を交付して地域を盛り上げてほしいという趣旨。交付金制度の改訂の度に少しずつ用途の自由度も広がり、市全体の予算額も増え大変ありがたいと感じている。予算の配分は、算定方法が決まっている中で、校区などで決まっている地域づくり協議会のメンバーがどう使っていくかを協議する。自身は明倫地区に所属しているが、文字通り、地域をつくっていくための取組みに使うことが出来るお金となる。今日集まっていたいてる皆さまもそうだと思うが、地域での自治会の活動や地域づくり協議会の活動などは、広い円としては重なる。

(委員)

地域づくり協議会の方が、範囲としては自治会より大きく広いというケースが多いと理解した。

(委員長)

自治会の共通課題のようなものがあれば、そこに対して校区単位で解決できるようなことができればというような狙いもある。ケースバイケースかと思う。ただし、取組みを実施する時に自治会や地域づくり協議会だけで実行するということが中々厳しくなっている。そこに外部人材やNPO団体、ボランティアと協力して、一緒に課題解決に取り組んだりすることが必要になってきている。

少子高齢化で地域の力が少しずつ落ちてきている地域もある。地域の人だけで頑張るといふより足りない部分を外から呼び込んでやっていくことができると良く、協働の一つの目玉とを感じる。

そういった意識を持つことで誰に助けを求めるかやこういった人材に助けてもらったらいというものを考えていくことができる。例として海岸清掃活動も主体的に取り組んでいる人達だけで足りない部分を誰かに補ってもらうなどで活動を行っている。

自治会であれば、自治会内の自治やまちづくりの問題を解決する時に他地区の人の力を呼び込んで一緒に活動するといったことを仕組みとして定着させることができるよう提示することが、今回の指針になると良い。

そして、指針ができることでその枠組みに基づいて外部からの助けを借りながら課題の解決に取り組んでいくことを発信していくことも重要。平成30年7月豪雨災害の時には、宇和島市は県内外の人も含めて復興に携わってもらったという経験がある。そういう人達とのつながりも含め、テーマにもよるが色々な人からの支援を受け入れるようなことができるのではないかと。指針の中でこれらの多様な主体との協働による地域課題の解決にこれからも取り組んでいくということが宣言されることできれば良い。

(委員)

現在、色々なボランティアや組織がある中で活動も様々。結局、協働のまちづくりを進めていくためにはそれらを総合的に集約する組織化が必要なのかどうか。そこを指針でまとめていくような体制にならないと幅ばかりを広げても結局集約するところがなければ意味がないのではないかと。

(委員長)

指針の中で、「体制づくり」というキーワードが出てくる。体制づくりのすめ方方には議論があると思う。協働を進めていくための場や機会があっても誰が運営をするのかということ。その点に関してはこれからの議論で深めていきたい。それでは、指針の改訂について事務局から説明をお願い

いしたい。

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針改訂案」概要・・・〈資料2〉

■はじめに 指針策定の趣旨

(事務局)

「はじめに」について説明。

(委員長)

多様な主体とあるが、これは「市民、行政、自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業など」が、何かお互いができることから取組んでいくという視点で記載している。

また、中間支援組織という言葉を使っているが、これは色々な人達がいる社会の中で、協働ということを出る社会をつくっていきたいということを考え、現在、社会の中でどういうことに取組んでいくことが良いのかということ把握し、人・金・情報を集め提供するといった組織。人や団体とのマッチングについても、例えば課題解決のための取組みを進めようと思ってもどう進めたら良いか分からなかったり人材がいなくてできないといった所をやる人材を探してきてつなぐといったことをする。コーディネートという言い方をするが、中間支援組織そのものが全てするのではなく、課題解決のために取り組んでいる人、組織を応援するような役割を担う組織というイメージ。

(委員)

協働のまちづくりについて、活動することによって予算が必要な問題があった時には市は充分に対応する考えはあるか。ものによっては市が予算化しないといけないような動きが起きた場合、充分に対応する自信はあるか。

(事務局)

個別具体的な事業の予算化・計画では無く、指針は協働の概念や手法を示すもの。そのため、個別の地域課題に対する支援や施策に行政が取組む必要がある場合、市の各計画・施策の中で取り組んでいくものと考えている。本指針の中で予算化を必ず行政が確保するという整理では無く、協働の中で行政がやらないといけない部分、例えば仕組みづくりなどに行政が取り組んでいかなければならないのかなと考えている。課題解決のための予算を行政が全て確保するというものではなく、行政として関わらないといけない部分や参画しないといけないことの定義や参画の手法を指針の中でも整理をしていくものと考えている。

(委員長)

地域の課題解決のためにやるべきことが今回の指針の改訂で整理される。そして、実行するために必要な財源は、市が出すケースがあるかもしれないし企業が出すケースもあるかも知れない。現在はクラウドファンディングなど資金調達の方法は様々。そして、指針が出来上がった時に指針に基づく動きに対しては、市としても参画したり後押しする動きになってくるのではないか。

(委員)

何かに取り組む場合、財源の課題はあるが、金銭だけで解決できる問題なのであれば、行政が業者に委託してやってもらうという方法もある。しかし、自治会の清掃活動をして昔から自治会内で行っていて回収を行政にお願いしている。それを全て行政が行うとなると莫大な費用がかかってしまう。地域のことはできるだけ地域の皆さんに力を出し合って解決していくという趣旨は分かる。その中でどうしても行政に何とかしてほしいといったようなものがあればそういった点は地域が行政に支援してもらおうということはあると感ずる。

(委員)

海洋ごみの問題の場合、市が業者委託する場合は当然予算化する。しかし、自治会が自主的に清掃活動をする場合は費用を出す必要がない。自治会からも市は業者には出すのに自治会には出さないといった意見も出ている。予算の話ばかりになるが、地域課題の背景の話をするとなると活動に必要な予算は市が支援するということは当然だと思う。

(委員長)

個別具体的な話になるとそういった問題もあるかも知れない。現状が不自然な点については改善していかないといけない部分もあるかと思う。単に市が業者に委託すれば良いという話では無く、何のために皆で溝掃除をするかというところがとても大切。地域の環境を綺麗にして良くするのは誰のためにやっているのかと言う点も含めて議論しながら考えていかないといけない。

地域の受益者が負担する部分や自治会の皆さんが住みやすい環境を整えていくことなので、自治会でもある程度頑張っていくということはあった方が良い。行政としてできることは自治会清掃活動で出たごみの処分をしっかりとするなど、そういったことが話し合われて進め方を決めていくということが、指針の中で整理されていくと良い。

指針の「はじめに」では、皆が関わることによって解決に向けて取り組んでいこうということとを記載する。

多様な主体については、「市民、行政、自治会、NPO 団体、中間支援組織、外部人材、企業など」と記載している。通常、理念や計画を作成する際に行政が一番最後に記載することが多いが行政が二番目にあって主要な主体の一つとして書いている。この表現について、委員の皆さんがよろしければこの形で進めたい。

(各委員)

了承。

■第1章 指針策定の目的

(事務局)

第1章「指針策定の目的」について説明。

(委員長)

現行指針では、指針策定の目的は(1)から(4)の箇条書きという形になっていた。目的とすることで何のために協働していくのか、指針をなぜ策定しないといけないのかという点について、文章で表現した方が良い。

市民をはじめとした多様な主体がそれぞれの得意分野を生かして助け合うための考え方やルールなどの基本的事項の共有化を図る。協働を推進するための理解を深めることが重要であり、そのために全ての世代の人が協働の担い手であることを認識するとともに、次世代を担う人材の育成を進めていき、協働のまちづくりを推進していくという形。個別具体的な内容を記述するのではなく、多様な主体がそれぞれの得意分野を生かして協働のまちづくりに取り組んでいくイメージとなる。皆さんいかがでしょうか。

(委員)

第1章の内容は特に意見はないが、文章の中で「基本的な考え方やルールを定めます」とある。2章以下に考え方とルールが書かれると思うが何章に書かれることとなるか。

(委員長)

基本的な考え方やルールは、改訂案では「第3章 協働の考え方」で整理をしている。例として、協働の形態は、補助金・交付金や後援など、こういう形でやっていきますというのを整理する。

ただし、個別具体的な細かな取組までは指針には入れずに、協働の形態はこういうものだといった提示をすることで示すことができると考えるが、事務局はどうか。

(事務局)

協働の考え方について、個別具体的な事例に踏み込みすぎると、指針に書かれていないことは協働には含まれないとなってしまう可能性がある。個別具体的な事例を挙げると、災害への対策や孤独孤立化への対策などあるが、そういった個別具体的な課題への対策は、各個別の計画で施策などを整理していくものであり、協働の形態では、行政と協働する際にはこういったやり方があるということを示させていただいてはどうかと考えている。

(委員)

よく分かった。そうすると「ルール」と記載すると、一般的にはこれはこの通りにしてくださいと直感的に捉えてしまう。「ルール」では無く今の説明趣旨に沿った表現にした方が良いと感じた。

(委員)

文章が長く続いている。一番最初に「指針策定の目的」を読んだ時に分かりやすい表現にした方が良い。

(委員長)

分かりやすい表現にできると思うので、事務局とも相談しながら検討し、再度委員の皆さまに提案をしたい。

■第2章 宇和島市の現状と課題

(事務局)

「第2章 宇和島市の現状と課題」について説明。

(委員長)

現状と課題では、なぜ協働が必要なのか。協働を必要とする我々の現状について伝える内容。

大きくは三つあるが、一つは行政の予算・人員の縮減によって従来の市民サービスを維持することが困難であるということが前提としてある。二つ目に、各地域のまちづくりの担い手確保が、少子高齢化が進むことで自分たちだけでは維持できない状況となり、色々な人の助けが必要になる。そして、三つ目に、まちづくりの担い手は一部だけでは無く多様な主体が関わるということが重要になるということ、結びつけていくといったまとめ方になっている。

(委員)

現状のところは詳しく記載されている。課題は、改訂案の「まちづくりの担い手として既存の市民団体の支援と同時に新たな団体の育成に務め、市民と行政とが協働できる体制を確立する必要があります。」というところが課題と私は思うのだが、章の中で項目分けをしたほうが分かりやすい。

(委員長)

現状と課題を分けて表現するという形で理解した。事務局とも相談しながら表現を変えていく。

■第3章 協働の基本的な考え方

(事務局)

「第3章 協働の考え方」について説明。

※指針の改訂案作成に伴い、「現行：第3章協働の基本的な考え方」は、「改訂：第3章協働の考え方」へ章の名称を変更。

(委員長)

現行指針から章立てを変更している。「第3章 協働の考え方」で、協働の領域から協働の形態までを一連の流れで整理している。協働の目的や関わる人についての内容（協働の領域）から協働のやり方（協働の形態）でまとめている。今回の資料では、図やイメージが具体的に無いが、そこは今後指針原案作成の中で充実していく。今回は章立てと内容について確認し、意見を拾いたい。

(委員)

文字だけよりも図、イメージで訴えると分かりやすい。

(委員)

協働の領域について。記載の通りできたら良いと感じるが、各団体で何が難しいかと言うと協働する各団体の意見が合わない時にどうするかという点。改訂案に書かれている内容では、皆が互いに目標に向かって自分の役割を理解して行動しましょうという内容だが、意思決定の仕組みをどうしていくのかという点についてはいかがが。

(事務局)

(多様な主体が連携して) 様々な活動を行う時、情報共有会議という形で集まったりするなど、それぞれの立場でできることを話して決めたりする。同じ目的のために集まった各々ができることをそういった場で提供し合い協働して進めていく。

改訂指針案の中では「(1) 協働の領域」で示されていることを実現するための方法として「(2) 協働の形態」に記載したい。協働の形態には、「⑤情報提供・情報共有」を項目として示しているがこれは意見の集約や意思決定は必ずしも行政だけが行うので無く、多様な主体がそれぞれ関わる中で決めていく。記載の仕方については改訂案の校正後、各委員へ共有したい。

(委員)

よろしくお願ひしたい。

(委員長)

協働した取組みを進める上で複数の団体間の意思決定については、指針の中では必要であるというところまでを記載すると良い。協働の内容をどう進めていくのかという点では、多様な主体間の合意形成が色々できてきている。

ただし、指針の中に細かい進め方を記載するというよりも、協働の形態を使って合意形成を図っていくという内容や一つの目標に向かって多様な主体が集まって課題を乗り越えていく。といった環境づくりのようなものを示す表現となるのではないか。

(委員)

(1) 協働の領域④協働の役割にある各文末の表現について。「努めます。」という表現が適当かどうか。

(事務局)

文末の表現については、現行指針にある各役割の文末表現を踏襲している。表現については事務局側で再度検討する。

(委員)

(1) 協働の領域にある②協働の目的について。本指針の目的を、「協働体制の確立を図ること」としてしまうと、課題が出てきた時に行政が対応してくれないといった話が出てしまう可能性がある。協働とは何かと言うと、市民が自分達のまちを自分達でどうにかしようということをインスパイアさせることが目的なのではないか。そのため、協働の目的を、体制の確立としてしまうと協働の履き違えが起きてしまう可能性があるので現在の表現は再考した方が良い。もう少し端的にまちづくりを進めていくことを記載したので問題ないのではないか。

(委員長)

文脈を置き換える形でも良いか。⑤協働の目的の表現としては「多様な主体が互いに助け合う体制の確立を図り、地域特性を生かしたまちづくりを推し進める。」といった表現にしたら良いか。表現については事務局と調整の上で提案したい。

協働の形態については、多様な形態がある中で、この中からそれぞれの主体が取組んでいることに

最適な形態を選び、どういう位置づけで取組んでいるかということが理解できると良い。或いは、協働しようとする時にどういうやり方が良いかということの選択肢として、こういう形があれば良いということに繋がる。今回の改訂では例が一文入っているので少しイメージがしやすいがもう少し分かりやすくできたら良い。

■第4章 協働の必要性と背景

※指針の改訂案作成に伴い、現行指針第4章協働の必要性と背景は削除。

■第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法

※指針の改訂案作成に伴い、現行指針第5章協働事業のプロセスの確立と実施方法は、改訂第3章協働の考え方へ集約。

■第6章 協働を推進する施策

(事務局)

「第4章 協働を推進する体制づくり」について説明。

※指針の改訂案作成に伴い、現行指針第6章協働を推進する施策は、改訂第4章協働を推進する体制づくりへ章の名称を変更。

(委員長)

文脈の表現など、委員の皆様が気になる点についてどうか。大きくは現行の指針と変わっていない部分もある。変わっていないことが良いか、それとも時代背景の変化に合わせてこういう表現に変えた方が良いという点があれば事務局へ出してほしい。

「策定（改訂）のスケジュール」・・・〈資料3〉

(事務局)

「策定（改訂）のスケジュール」について説明。

スケジュールの変更案について、当初、策定完了・市長答申を12月下旬頃としていたが、2月下旬へと変更したい。理由は、アンケート調査など、丁寧な情報収集や指針の概要の整理というところで期間を要したことのご理解をいただきたい。

(委員長)

スケジュールが当初12月下旬の答申としていたものが、2月下旬という形。アンケート調査対象の増加や直接のヒアリングなどに期間を要している。より良い指針になっていくと良いと考えており、策定期間を伸ばしてはどうかと思うがいかがか。

(各委員)

了承。

(委員長)

特に問題が無ければ、スケジュールの変更案で進めさせていただきたい。

4. そのほか

第3回策定委員会の日程について

(委員長)

第3回策定委員会は、11月中旬を予定したい。日程は後日事務局から調整の上、御案内させていただく。

■次回、第3回策定委員会 (予定)

日時： 令和4年11月中旬

場所： 未定

■本会議録作成者

宇和島市 市民環境部 市民課 市民協働推進係 東

以上